

提案・要望書

令和3年6月

島根県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県では、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況が更なる人口流出に繋がりがねません。これからの島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

このため、島根県では、昨年3月に、今後5カ年の施策運営の総合的・基本的な指針である「島根創生計画」を策定しました。この計画に基づいて、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるため、活力ある産業づくり、結婚・出産・子育てへの支援、中山間地域・離島の暮らしの確保などに、全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、島根県は県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの財源に依存しているため、財政基盤が脆弱です。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期間に及んでおり、行財政運営はより一層厳しさを増しています。このため、島根県の抱える諸課題の解決に向けては、国の理解と支援が重要であります。

つきましては、令和4年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和3年6月

島根県知事 丸山達也

島根県議会議長 田中八洲男

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地で啓発展示等を実施すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (6) 全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。

Ⅱ 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策を更に強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 地方創生推進交付金については、対象経費や申請時期の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

(3) 特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

(1) 「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

(2) 産業や生活等の質を高める第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に向け、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、基地局について、事業者間の共有化の促進や整備条件を設けるなど、通信事業者への指導を含めた対策を講じること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。

(3) 行政手続きオンライン化の推進や情報システム等の共同利用の推進等の自治体デジタルトランスフォーメーションの推進にあたっては、小規模自治体においても住民に対して十分な行政サービスの提供が行えるよう、情報システムの維持管理・更新等への必要な財政措置及びデジタル人材の確保等への総合的な支援を行うこと。

Ⅲ 経済連携協定・自由貿易協定に対する対応等

TPP11や日米貿易協定といった経済連携協定・自由貿易協定については、国の責任において、引き続き、正確な説明や情報発信に努め、農林水産業をはじめとした各産業分野の関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すこと。

また、地域の実情に応じた取組を着実に実施していくための予算を十分に確保し、引き続き必要となる施策を実施すること。

IV ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。このため、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

V 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

県内企業の人手不足などを背景として、外国人住民の受入れや定住化が進んでおり、外国人住民を地域における生活者として受入れる地方自治体においては、社会保障、教育、防災など様々な面で支援策を講じる必要があり、その負担が増大することが懸念される。国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策及び充実策」を取りまとめ、政府一丸となって包括的に推進していくこととされているが、地域での外国人住民の受入れにあたり、「言葉」の障壁の解消や、日常生活のサポートやそれらを担う人材の育成・確保など、地方の実状を踏まえた対応策が必要となっている。このため、国は地方自治体等の意見を踏まえた制度の拡充や運用の見直しに取り組むとともに、必要な財政措置を講じ、次の事項を早急を実施すること。

- (1) 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを国が公的に整備すること。

- (2) 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- (3) 地方自治体が外国人の受入実態を的確に把握し、今後の対応策を検討できるよう、国が持つ市町村別の在留統計や外国人雇用状況等の情報を地方自治体と共有すること。
- (4) 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組に対し、必要な財政措置を行うこと。
- (5) 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引き下げ等教員配置の充実を図ること。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。

VI 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

- 1 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないように法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

VII 北朝鮮への対応

北朝鮮は、令和3年3月25日に2発の弾道ミサイルを発射するなど、弾道ミサイルを日本海に向け発射している。弾道ミサイル発射は、操業する漁船などの船舶や航行中の航空機への被害など、不測の事態を発生させる恐れがあることから、引き続き北朝鮮の行動等を注視し、万全の対応を講じること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地で啓発展示等を実施すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

地方創生推進交付金については、対象経費や申請時期の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

Ⅲ 国と地方の適切な役割分担と財源措置

1 地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

2 道州制の議論に対しては、様々な懸念や意見が出されている。

特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。

国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、慎重に対応すること。

Ⅳ 原子力発電所の防災対策の強化

1 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を継続して進め、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと。

また、地域原子力防災協議会での検討等を踏まえた島根地域全体の避難対策について、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわかりやすく説明を行うこと。

2 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。

また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて、新たに補助対象に加えること。

3 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

V 防災対策の強化

- 1 災害から生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の強化など、地域防災力の向上に必要なハード、ソフト対策を推進すること。
- 2 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、新たな財政支援措置など、更に改善を進めること。また、短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、支援額を加算するなど、支援の拡充を行うこと。
- 3 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 4 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VI 少子化対策・子育て支援の充実

1 保育環境の充実

子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育等の事業の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、財政支援の充実を図るとともに、以下のとおり必要な対策を講じること。

- (1) 保育士や事務職員配置の充実や処遇改善等を図るため、運営費単価・加算措置の充実を図ること。
- (2) 配慮の必要な子どもに対応するため、健康管理を行う看護師、栄養士、調理員等の配置を充実するために必要な財源措置を図ること。
- (3) 処遇改善や保育料軽減、幼児教育・保育の無償化など制度充実に伴い、制度運用が複雑化し、保育所や市町村の事務負担が増大しているため、市町村等の意見を聞き、制度の簡素化など改善を図ること。

- (4) 企業主導型保育事業について、地域の保育の需給状況に応じた設置ができ、また質の高い保育が提供できるよう、市町村が関与できる仕組みとすること。
- (5) 保育所等の体制整備を図った上で、0歳から2歳の全ての子どもを幼児教育・保育の無償化の対象とすること。
- (6) 認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。

2 放課後児童クラブの充実

子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの支援の拡充を図ること。

- (1) 子ども・子育て支援整備交付金の補助基準額の増額、社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充
- (2) 利用時間延長に対する加算措置要件緩和
- (3) 運営管理に責任を持つ支援員に対する加算措置の拡充及び要件緩和
- (4) 支援員認定資格研修に係る受講要件の緩和
- (5) 人員配置の参酌化に伴う財政支援の充実及び参酌化事例の拡充
- (6) 運営改善努力や将来の運営体制充実に資する加算措置など財政支援の創設

3 結婚支援の充実

結婚支援の充実に向けて、地域の実情にあった効果的な取組が行えるよう、地域少子化対策重点推進交付金について、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

- (1) 結婚支援センターの運営費など複数年にわたる同一事業を3年経過後も対象とすること。
- (2) 結婚新生活支援事業について、引き続き年齢要件の緩和を図るとともに、各市町村の事業実施に必要な予算を確実に措置すること。

4 女性活躍の推進

職業生活における女性の活躍を推進するため、地域女性活躍推進交付金について、地域の実情にあった取組が効果的、かつ、継続的に実施できるよう、交付要件を緩和し、十分な予算を確保すること。

VII 有人国境離島法に基づく地域の保全と支援制度等の拡充

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。

また、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

VIII 民法の成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進

民法改正による成年年齢引き下げ後に増加が懸念される若者の消費者被害を防止し、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するため、地方消費者行政強化交付金等による若年者消費者教育の長期的かつ安定的な支援制度を確立すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 令和4年度の地方財政対策においては、長期化する新型コロナウイルスの影響により引き続き税収の減少が見込まれるものの、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を確保すること。また、増大する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方交付税の配分については、令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。
- (3) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (4) 令和元年10月の消費税の引上げに伴い拡充された地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (5) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (6) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (7) 令和3年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全と農林業の推進を図るために延長すること。

(8) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 国と地方の適切な役割分担と財源措置

地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策を更に強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 地方創生推進交付金については、対象経費や申請時期の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

(1) 「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

(2) 産業や生活等の質を高める第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に向け、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、基地局について、事業者間の共有化の促進や整備条件を設けるなど、通信事業者への指導を含めた対策を講じること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。

(3) 行政手続きオンライン化の推進や情報システム等の共同利用の推進等の自治体デジタルトランスフォーメーションの推進にあたっては、小規模自治体においても住民に対して十分な行政サービスの提供が行えるよう、情報システムの維持管理・更新等への必要な財政措置及びデジタル人材の確保等への総合的な支援を行うこと。

4 Uターン・Iターンの推進に向けた支援の拡充

(1) 地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できる体制の整備について、引き続き必要な予算の確保を行うこと。

(2) 人口減少や高齢化により、管理されずに放置される空き家の増加が顕著となっているため、Uターン・Iターンなどの地域活性化につながる空き家の利活用に対して支援を拡充すること。

- (3) 子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組に対して支援を行うこと。

Ⅲ 離島・過疎地域への支援

1 有人国境離島法に基づく支援制度の拡充

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

2 過疎対策事業債・辺地対策事業債の拡充

特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実

地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組が行えるよう、財源措置の充実を図ること。

4 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

IV 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度を構築すること。

特に、全国で2,000億円規模（うち島根県9.4億円）とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児に限らず、全て廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

V ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。このため、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

VI 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

- 1 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを国が公的に整備すること。
- 2 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- 3 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組に対し、必要な財政措置を行うこと。

VII 合区制度の抜本的解消

参議院選挙において導入された合区制度については、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において地方の実情を届けるため、合区の固定化や対象地域が拡大することがないよう、抜本的に解消すること。

島根県 提案・要望事項(法務省関係)

I 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

県内企業の人手不足などを背景として、外国人住民の受入れや定住化が進んでおり、外国人住民を地域における生活者として受入れる地方自治体においては、社会保障、教育、防災など様々な面で支援策を講じる必要があり、その負担が増大することが懸念される。国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策及び充実策」を取りまとめ、政府一丸となって包括的に推進していくこととされているが、地域での外国人住民の受入れにあたり、「言葉」の障壁の解消や、日常生活のサポートやそれらを担う人材の育成・確保など、地方の実状を踏まえた対応策が必要となっている。このため、国は地方自治体等の意見を踏まえた制度の拡充や運用の見直しに取り組むとともに、必要な財政措置を講じ、次の事項を早急を実施すること。

- (1) 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを国が公的に整備すること。
- (2) 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- (3) 地方自治体が外国人の受入実態を的確に把握し、今後の対応策を検討できるよう、国が持つ市町村別の在留統計や外国人雇用状況等の情報を地方自治体と共有すること。
- (4) 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組に対し、必要な財政措置を行うこと。
- (5) 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引き下げ等教員配置の充実を図ること。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。

Ⅱ 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地で啓発展示等を実施すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組を示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 令和4年度の地方財政対策においては、長期化する新型コロナウイルスの影響により引き続き税収の減少が見込まれるものの、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を確保すること。また、増大する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方交付税の配分については、令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。
- (3) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (4) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (5) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (6) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 地方創生推進交付金については、対象経費や申請時期の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 国と地方の適切な役割分担と財源措置

地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 消費税の引上げに伴う影響への対応

1 令和元年10月の消費税の引上げに伴い拡充された地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。

2 令和元年10月の消費税の引上げに関する、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきを是正することとなったが、補てんのばらつきが適切に是正されたかどうか精査が必要な状況。実際の補てん状況の調査を実施し、必要に応じて診療報酬の配点方法の見直しを行うなど、医療機関の経営に影響が生じないよう、次期改定に向けて適切に対応すること。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度を構築すること。

特に、全国で2,000億円規模（うち島根県9.4億円）とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児に限らず、全て廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

Ⅳ 小中学校の少人数学級編制の推進

- 1 小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。特に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正に基づく小学校の35人学級編制については、様々な課題への対応に必要な不可欠な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。
- 2 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小学校の35人学級編制を着実に進めるとともに、中学校の全ての学年にも35人学級編制を導入すること。

Ⅴ 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

竹島に関する学習は、現在、全ての小中学校で行われており、令和4年度からは高等学校においても行われるところであるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。

II 学校における教育体制の充実

- 1 小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。特に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正に基づく小学校の35人学級編制については、様々な課題への対応に必要な不可欠な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。
- 2 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小学校の35人学級編制を着実に進めるとともに、中学校の全ての学年にも35人学級編制を導入すること。
- 3 特別支援教育を充実するため、特別支援学級及び通常の学級における児童生徒へのきめ細かな指導の充実に向けた教員定数の改善を行うとともに、通級指導教室にかかる教員定数について、小中学校の更なる改善と高校の定数維持を図ること。
- 4 現在、学校司書は12学級以上の規模を有する高校に定数配置されているが、12学級未満の高等学校、特別支援学校及び小中学校にも定数で措置すること。

- 5 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引き下げ等教員配置の充実を図ること。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。
- 6 働き方改革と教育の質の向上の実現のために、小中高等学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ等の配置について、支援を拡充すること。
- 7 児童生徒一人一人にあったきめ細かな指導を実現し、また、安全・安心な教育環境を整備するために、教員の学校教育活動を支援する学習指導員の配置について、支援を拡充すること。
- 8 新学習指導要領実施に向け、ICTを活用した教育の推進のため、ICT環境の整備充実等が確実に進められるよう、次の事項を実施すること。
 - ① 高等学校及び特別支援学校高等部においても、ICTを活用した学びを保障するため、情報端末の1人1台整備に必要な財政措置を講ずること。
 - ② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。
 - ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
 - ④ 1人1台端末整備の進捗等を踏まえ、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用に係る財政支援を拡充すること。

Ⅲ 地域と高等学校の連携・協働の推進

「社会に開かれた教育課程」の実現や地域振興の核としての高等学校の機能強化に向け、地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、次のとおり対応を行うこと。特に過疎地域においては、次代の担い手の育成・確保を図る観点から、地域と高等学校の連携・協働を強力に推進・支援すること。

- (1) 地域との連携・協働に取り組むため、企画・調整等を専属で行う主幹教諭や、探究的な学習における地域調整等ができる実習助手の配置が可能となるよう教職員定数の加配を行うこと。
- (2) 地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びをより一層充実させるために、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の成果やコーディネーター人材の配置等も取り入れた新たな事業を構築すること。

Ⅳ 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障

- 1 貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充すること。
- 2 高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、低所得者世帯を対象とした奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。
また、家計が急変した世帯への弾力的な支援やオンライン学習に必要な通信費への支援などを継続すること。
- 3 地域で行う学習支援に対する財政支援を拡充すること。

Ⅴ 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- 1 保育所等の体制整備を図った上で、0歳から2歳の全ての子どもを幼児教育・保育の無償化の対象とすること。

- 2 認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。

VI 大学によるへき地医療支援の促進

過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。

- (1) 地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度のあり方も含め効果的な仕組みを構築すること。
- (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (3) 医学部臨時定員枠について、国は全国の相対的な医師偏在状況の観点で調整しようとしているが、地域の実情を踏まえ、現在の枠を継続すること。

VII 「社会教育士」養成のための機会拡充と要件緩和

- 1 地方においても「社会教育士」が取得しやすくなるよう、国によるオンライン講習や、地方講習の増加など受講機会の確保・充実を図ること。
- 2 「社会教育士」として多様な人材が活躍できるよう、経験を要する業務の範囲を拡大するなど、受講資格の要件を緩和すること。

VIII 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国19件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。

IX 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、国営で存続させること。

X 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを国が公的に整備すること。

XI 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活動推進

隠岐ユネスコ世界ジオパークへの誘客を促進するため、以下の対策を講じること。

- (1) ジオパークの知名度向上のため、ジオパークの情報発信を国レベルで国内外へ向けて行うこと。
- (2) 世界レベルでジオパーク活動の底上げを図るため、国の内外を問わず、他のジオパークとの交流促進のための支援を行うこと。

XII 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 少子化対策・子育て支援の充実

1 保育環境の充実

子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育等の事業の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、財政支援の充実を図るとともに、以下のとおり必要な対策を講じること。

- (1) 保育士や事務職員配置の充実や処遇改善等を図るため、運営費単価・加算措置の充実を図ること。
- (2) 配慮の必要な子どもに対応するため、健康管理を行う看護師、栄養士、調理員等の配置を充実するために必要な財源措置を図ること。
- (3) 処遇改善や保育料軽減、幼児教育・保育の無償化など制度充実に伴い、制度運用が複雑化し、保育所や市町村の事務負担が増大しているため、市町村等の意見を聞き、制度の簡素化など改善を図ること。
- (4) 企業主導型保育事業について、地域の保育の需給状況に応じた設置ができ、また質の高い保育が提供できるよう、市町村が関与できる仕組みとすること。
- (5) 保育所等の体制整備を図った上で、0歳から2歳の全ての子どもを幼児教育・保育の無償化の対象とすること。
- (6) 認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。

2 放課後児童クラブの充実

子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの支援の拡充を図ること。

- (1) 子ども・子育て支援整備交付金の補助基準額の増額、社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充
- (2) 利用時間延長に対する加算措置要件緩和

- (3) 運営管理に責任を持つ支援員に対する加算措置の拡充及び要件緩和
- (4) 支援員認定資格研修に係る受講要件の緩和
- (5) 人員配置の参酌化に伴う財政支援の充実及び参酌化事例の拡充
- (6) 運営改善努力や将来の運営体制充実に資する加算措置など財政支援の創設

3 結婚支援の充実

結婚支援の充実に向けて、地域の実情にあった効果的な取組が行えるよう、地域少子化対策重点推進交付金について、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

- (1) 結婚支援センターの運営費など複数年にわたる同一事業を3年経過後も対象とすること。
- (2) 結婚新生活支援事業について、引き続き年齢要件の緩和を図るとともに、各市町村の事業実施に必要な予算を確実に措置すること。

4 子どもの医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費のような基本的なサービスについては、地域によって自己負担が大きく異ならないよう、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。

Ⅱ 医療対策の充実

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 人口減少に加え、高齢者の増加や医療従事者の偏在により、中山間地域や離島などの地域医療は危機的な状況であることから、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、都道府県の実情に応じて医療従事者の確保対策や在宅医療の推進などの取組に必要な財源を十分に配分するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。
- (2) 特に医師確保については、地域の実情を十分に反映していない医師偏在指標により基金の配分や対策の実施に制約を設けることなく、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策が実施できるよう、必要な財源を十分に配分し、責任を持って支援を行うこと。
- (3) 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。
- (4) 訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組に基金が柔軟に活用できるよう、見直すこと。

2 地域医療構想

- (1) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、受け皿となる介護施設の整備・転換や在宅医療体制の拡充が前提となることから、地域がそれぞれの実情に応じて対応できるよう、柔軟な制度運用や幅広い支援策を検討するとともに、医療と介護に必要な財源を確実に確保すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応について、国は「新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保」を「医療計画」の記載事項として位置付け検討することとされたが、「地域医療構想」を進めるにあたっては、新興感染症等も踏まえた地域での議論を尊重し、地域医療に支障が生じないようにすること。

(3) 具体的対応方針の再検証要請について、対象医療機関の再度合意に至った病床の割合の数値目標や時期が今後設定されるので、地域の出した結論を尊重できるようなものとする。

3 がん対策の推進

がんは早期に発見し治療すれば治る病気となってきたおり、がん検診による早期発見が重要であるとともに、がん罹患した場合に社会的影響が大きい働き盛り世代の受診率向上が重要である。

(1) 職域におけるがん検診について法的に位置づけること。

(2) 市町村以外が実施するがん検診受診者の把握が居住市町村で可能となるよう体制を構築すること。

4 医師・看護職員確保対策の推進

(1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。

- ① 国による医師偏在指標や目標医師数、これらを用いた医師偏在対策の手法について、地理的条件や診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映するものとなるよう、見直しを行うこと。その上で、引き続き、医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消など地域医療の確保に向けた施策を強力に推進すること。

特に、令和2年度開始の医師少数区域経験認定医師制度については、へき地等の勤務も対象にするとともに、認定医師を管理者要件とする医療機関を地域医療支援病院など一部の病院に限らず、全ての病院に拡大するなど実効性のあるものとする。

また、臨床研修病院の指定など医療偏在対策に関して都道府県に責任が集中することになったが、当該事務事業が円滑に実施できるよう、十分な財源措置を行うこと。

- ② 医師専門研修制度に係る専攻医の定員設定にあたっては、地域の医師不足が改善されるよう都道府県等の意見を十分に聞くとともに、医師の絶対数が少数の県にはシーリングを設けないなど地域の実情や診療科ごとの医療提供体制を考慮し、適切な設定がなされるようにすること。

また、検証ができるよう、算定方法や基礎数値を明らかにすること。

- ③ 医学部臨時定員枠について、国は全国の相対的な医師偏在状況の観点で調整しようとしているが、地域の実情を踏まえ、現在の枠を継続すること。

また、臨時定員による増員は、国が新たに示した地域枠の定義を満たすことが要件とされたが、地域の実情に応じた取組ができるようにすること。

- ④ 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済のため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。

- ⑤ 女性医師の出産による休業からの復職の促進や、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。

- (2) 看護職員の勤務環境の改善や処遇改善について、夜勤負担の軽減や適切な給与水準が実現されるよう、実効性のある施策の充実に取り組むとともに、人材養成・離職防止・再就業促進等の取組への財政支援の一層の充実を行うこと。
- (3) 地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組が行えるよう、財源措置の充実を図ること。
- (4) 医師不足の深刻な地方において、医師の働き方改革を拙速に進めると、地域医療の崩壊に繋がりがねない。医師の働き方改革については、地域医療の実態を踏まえて検討を行うこと。
- (5) 勤務医や看護職員の業務負担軽減のため、かかりつけ医の普及啓発など、医療機関の適切な利用方法などについて、引き続き国民への広報・啓発を強化すること。

5 ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。このため、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

6 医療提供体制推進事業費補助金

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が大きく生じていることから、いずれの事業においてもその実績に応じた補助を行うこと。
- (2) ドクターヘリ運航経費の補助基準額は、運行時間により全国一律・一定の3区分に変更されることとなったが、運航実績は都道府県により大きく異なることから、地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助を行うこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度を構築すること。

1 財政安定化基金及び地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置

全国で2,000億円規模（うち島根県9.4億円）とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児に限らず、全て廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

2 オンライン資格確認導入に対する財政措置等

マイナンバーカードの利用促進に向け、オンライン資格確認の導入が進められているが、費用負担にかかる制度設計や導入時期等について地方の意見を十分に反映すること。

- (1) 国は、マイナンバーカードの健康保険証利用について医療機関、市町村等の関係機関に対して十分な説明を行うこと。また、政府広報をはじめ様々な広報媒体を用いて、国民に対して分かりやすい普及啓発を行うこと。
- (2) オンライン資格確認の導入に必要な市町村システムの改修経費は国が負担し、地方の新たな経費負担が生じることのないようにすること。
- (3) オンライン資格確認等システムの運営負担金は、保険者が負担することとされているが、特に小規模団体ではシステム導入効果がただちに事務費の縮減につながらないことから、国が負担する、または、適切な地方財政措置をすること。
- (4) オンライン資格確認の導入時期については、市町村の実情に応じて柔軟に対応すること。

IV 介護保険制度の充実

高齢化の進展に伴い、保険料や公費負担の増加が見込まれるため、介護保険制度が持続可能で安定した制度となるよう、現実的な将来見通しに基づき、保険料と国・地方の負担のあり方も含めた制度の見直しを行うとともに、以下のとおり地域の実情を踏まえ、地域包括ケアを進めるために必要な改善を図ること。

- (1) 中山間地域・離島においては、介護サービス提供の効率が悪く、事業所も小規模にならざるを得ないため、介護報酬の更なる上乘せ及び公費負担による対応を図ること。

- (2) 令和元年度介護報酬改定により、経験・技能のある介護職員に対して月額平均8万円相当の処遇改善が創設された。処遇改善の効果を検証し、介護に携わる職員全体の処遇底上げにつながるよう適正な介護報酬の改定を図ること。
- (3) 近い将来、大都市圏以外の地域では高齢者人口が減少局面を迎える中、新たな施設建設によるだけでなく、既存施設を改修整備して長寿命化を図ることによりサービス提供体制を維持していく必要がある。ついては、老朽化した広域型介護施設の改修整備が可能となるよう、地域の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金を柔軟に活用できるようにすること。
- (4) 介護福祉士等修学資金を活用する留学生の急増に伴い、日本人を含めた貸付申請数が増加しており、今後貸付原資が不足する。
介護人材確保を更に進めるため、修学資金等の貸付原資を確保すること。
- (5) 介護施設の入所者の安全を確保するため、土砂災害警戒区域内等にある施設の移転、避難対策に関する補助金の充実を図ること。
なお、補助金の充実にあたり、地方負担を求める場合は、必要な財政措置を講じること。

V 福祉サービス提供体制の充実

1 適正な障害福祉サービス等報酬の改定

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定により、経験・技能のある介護職員に対して月額平均8万円相当の処遇改善が創設された。

処遇改善の効果を検証し、福祉・介護に携わる職員全体の処遇改善につながるよう適正な障害福祉サービス等報酬の改定を図ること。

2 発達障がい者への支援体制の充実

発達障害者支援法の改正を踏まえ、発達障がい者に対し、障がい特性に応じた切れ目のない支援の一層の充実を図ること。

- (1) 支援の中核となる発達障害者支援センターの人員体制の充実などに必要な財源措置を講じること。
- (2) 発達障がい者が、身近な地域においてできるだけ早期に適切な診断や診療が受けられるよう、国において専門医の養成や確保を行うこと。
- (3) 障がい者手帳を取得している発達障がい者が一部にとどまっていることから、独自の手帳制度とする等、障がい者手帳をより取得しやすい仕組みとすること。

3 地域生活支援事業への財政的支援の拡充

障がい児・者の地域での生活や社会参加を促進していくためには、相談、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。

VI 原子力発電所の防災対策の強化

- 1 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を継続して進め、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと。
- 2 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。

VII 消費税の引上げに伴う影響への対応

令和元年10月の消費税の引上げに関する、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきを是正することとなったが、補てんのばらつきが適切に是正されたかどうか精査が必要な状況。実際の補てん状況の調査を実施し、必要に応じて診療報酬の配点方法の見直しを行うなど、医療機関の経営に影響が生じないように、次期改定に向けて適切に対応すること。

VIII 上水道事業統合後の旧簡易水道事業に係る国庫補助事業の継続

上水道事業統合後の旧簡易水道事業に対し、従前のサービス水準が維持できるように、統合のメリットが出にくい地域の実情も踏まえ、統合前と同様の支援を継続すること。

IX 水道施設の強靱化に対する財政支援

重要なライフラインである水道を災害から守るため、老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めるための財政支援の拡充を図ること。

X 雇用対策の推進

1 若者の県内就職の促進

地方では、少子高齢化、進学・就職に伴う都市部への若年者の人口流出が企業経営や地域活力の維持等に大きな影響を与えている。

さらに、近年は都市部の人手不足により若年者が都市部へ就職する流れが加速していることから、若年者地域連携事業の予算を拡充し、地元就職に向けた取組を強化すること。

2 魅力ある雇用機会の創出

高校生等の地元就職率を引き上げ、都市部に進学した学生を地方に呼び戻すためにも、生産性の高い事業や新産業創出等、地域の産業政策と一体となった安定的な正社員雇用機会の創出の取組を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」を継続すること。

3 中小企業・小規模企業者における「働き方改革」の実現のための支援

最低賃金の引き上げや時間外労働の削減に向け、企業が生産性の向上を更に進めていくため、中小企業・小規模企業者が国の助成金制度を活用しやすくなるよう要件の緩和を行うこと。

また、地方自治体が、地域の実情や企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施できるよう、自由度が高く、かつ、継続的に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

4 外国人の受入環境の整備

受入れを希望する中小・小規模事業者等の負担を考慮し、国の責任において、企業に対する十分な情報提供を行うとともに、事業主向けの相談・指導体制の整備や雇用管理改善の取組に係る好事例の事業者への周知など、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組を進めること。

また、地方自治体が外国人の受入実態を的確に把握し、今後の対応策を検討できるよう、国が持つ市町村別の在留統計や外国人雇用状況等の情報を地方自治体と共有すること。

XI 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

XII 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 持続可能な農業・農村の確立

1 意欲的な取組を促す支援の充実

- (1) 農業次世代人材投資事業の予算を十分に確保するとともに、地域がその実情に応じて多様な担い手を確保・育成できるよう、農業次世代人材投資事業の年齢要件を緩和すること。
- (2) 過疎化が急速に進む中山間地域において、農村を維持するために農地を借り入れて営農を継続する担い手（特に集落営農組織以外）に対する支援（受け手支援）を行うこと。
- (3) 都道府県GAPであっても国際水準GAPと同等以上のものについては、その有効性を評価し、GAP研修にかかる経費等への支援の対象に含めること。

2 危機管理の充実に向けた仕組みの構築

- (1) 産業動物分野の獣医師不足を補うため、新たな資格制度の創設も含め、家畜人工授精師等の畜産技術者が獣医師の指示の下で、一定の業務（家畜の検査や採血、衛生指導等）に従事できるような仕組みを構築すること。
- (2) 家畜伝染病発生時に備え各都道府県で備蓄している防疫服やマスク等の更新が効率的に行われるよう、備蓄資材の県域を越えた活用方法を検討すること。

II 持続可能な森林・林業・木材産業の確立

1 林業就業者の確保

林業労働力確保支援センターが林業就業者確保のために実施する普及啓発活動、林業就業体験、高校生に対する林業教育、就業者の資格取得支援などの取組への支援の拡充や、県立の林業大学校が教育内容を一層充実するために実施する機械導入や施設整備などを支援すること。

2 新たなイノベーションの導入・活用

- (1) 林業成長産業化総合対策において、林業の省力化・低コスト化を図るICT等の先端技術を活用した機器や高機能な林業機械を既存事業の補助メニューに加えるとともに、機械や施設の導入にあたって採択基準となる素材生産量や素材生産性は、導入する機械の性能等を考慮した目標値とすること。
- (2) 島根県では満1年未満のコンテナ苗育苗技術を開発しており、保安林内であっても満1年未満のコンテナ苗の植栽ができるよう措置を講じること。
- (3) 製材の規模拡大・品質向上を図る構造再編を促すため、製材工場の新設にかかる用地取得や土地造成、既存工場の分業・連携にかかる施設移転などに対する支援を拡充すること。

3 林業公社の経営改善への支援

令和4年度までとなっている「利用間伐推進資金」については、林業公社が国産材利用を通じた適切な森林整備を実施するために必要な資金であり、令和5年度以降も引き続き同様の償還円滑化のための資金を創設すること。

Ⅲ 持続可能な漁業・漁村の確立

1 沿岸自営漁業者の確保・育成

沿岸自営漁業の新規就業者は、研修終了後、数年かけて複数の漁法を習得しながら経営を安定させていく必要があることから、研修終了後の生活を下支えするため、例えば研修生本人に給付金が支給される実践型研修の期間を現行の1年から5年程度に延長するなど、支援を拡充すること。

2 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- (1) 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- (2) それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- (3) 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船をはじめとする外国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- (4) 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、安定的に事業が実施できるよう、今後も継続して十分な予算を確保すること。

IV 農林水産業の経営安定と発展に向けた対応

- 1 持続可能な農林水産業と農山漁村の実現に向け、農林水産予算を十分に確保するとともに、施策全般について、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計・運用を行うこと。
- 2 経済連携協定・自由貿易協定については、農林水産業関係者の不安や懸念が大きいことから、引き続き、正確な説明や情報発信に努めるとともに、国際化の進展の中で、意欲ある担い手が安心して経営に取り組めるよう、対策予算を継続して十分に確保すること。
- 3 農林水産業の発展に欠かせない良好な生産条件を確保し、競争力強化、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備事業について、十分な予算を安定的に確保するとともに、宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業について、高収益で競争力のある農業を早期に展開するため、計画的な推進を図ること。
- 4 令和3年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全と農林業の推進を図るために延長すること。

V 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援

「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

VI 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

VII 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

別表 IV 1において農林水産予算の十分な確保を要望する事業

<p>【農業】</p> <p>1 意欲的な取組を促す支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金 ・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 ・農業次世代人材投資事業 ・農地中間管理機構事業 ・GAP拡大推進加速化事業 ・食料産業・6次産業化交付金 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本型直接支払交付金 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 	<p>【林業】</p> <p>1 林業就業者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の青年就業準備給付金 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 <p>2 新たなイノベーションの導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業・木材産業成長産業化促進対策（再掲） ・合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業
<p>【水産業】</p> <p>1 沿岸自営漁業者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成総合支援事業 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業競争力強化緊急事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 ・漁業収入安定対策事業 ・水産多面的機能発揮対策事業 	
<p>【総合的なTPP等関連政策大綱関連予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保・経営強化支援事業 ・農業競争力強化基盤整備事業 ・産地生産基盤パワーアップ事業（再掲） ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（再掲） ・合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業（再掲） ・水産業競争力強化緊急事業（再掲） 	
<p>【農林水産公共事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業（農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業等、国営緊急農地再編整備事業（宍道湖西岸地区）、国営かんがい排水事業（揖屋地区）等） ・林野公共（森林整備事業、治山事業） ・水産基盤整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 	

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 国において、エネルギー分野を中心とした2050年カーボンニュートラルへの道筋を示すとして、再生可能エネルギーの主力電源化など、エネルギー政策の検討が進められているが、その中で、原子力発電の必要性などについて、国が明確に示すこと。
- (2) 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
- (3) 原子力発電所の必要性や国のエネルギー政策等について、県民や立地・周辺自治体に対し、丁寧にわかりやすく説明すること。
- (4) 安全協定に係る周辺自治体から出されている要望に対し、国として適切に対応すること。
- (5) 廃炉等に伴って生じる低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。

2 原子力防災対策

- (1) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
- (2) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

3 電源立地地域に対する財政措置

- (1) 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度とすること。
- (2) 平成28年度に創設された補助金や増額された交付金については、原子力発電所の廃止措置期間中における立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないように、対象事業や交付金額・期間に十分に配慮したものとすること。
- (3) 電源三法交付金については、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間中における「みなし規定」の見直しにより交付水準が低下したが、原子力発電所の立地に伴う財政需要に配慮し、十分な交付水準を確保すること。
- (4) 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため交付金制度の充実を図ること。

II 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

- 1 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないように法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

Ⅲ 工業用水道施設の更新・耐震化対策に対する支援

企業活動に必要な工業用水を安定して供給し、地域の産業を支える重要なインフラである工業用水道は、供用開始から50年を経過した施設もあり、今後、施設の更新・耐震化対策に多大な事業費が必要なことから、国の補助事業の十分な予算を確保するとともに、複数年度にわたる事業を補助事業の採択の対象とすること。

Ⅳ 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向けて、必要な社会資本整備を進めることができるよう、予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。

1 地方が実施する事業の推進

地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修、道路斜面の落石対策、子どもの交通安全確保対策、地籍調査等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分すること。

令和3年度を初年度とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組を、計画的かつ着実に推進していくため、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算を当初予算において安定的に確保すること。

公共土木施設の老朽化対策を永続的に実施するため、1) 国庫補助の対象として施設の点検業務の追加、2) 修繕工事における事業採択要件緩和による適用範囲の拡大、3) 既存の補助制度における点検、修繕の国庫補助率の嵩上げ等、地方負担の軽減に資する制度とすること。また、個別施設計画のとおりに対策が進められるよう必要な予算と新たな財源を確保すること。

令和3年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全を図るために延長すること。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進

(1) 国の骨格を形成する高速道路は、経済・社会の発展に不可欠な社会基盤であり、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保したうえで、山陰道への予算の重点配分を行い早期完成を図ること。

特に、「益田道路（久城～高津間）」については、一般道と自動車専用道路との混在による交通事故・渋滞などの課題が多く、また浸水による道路ネットワーク途絶の懸念があるため、早期事業化を図ること。加えて、「益田～萩間」については、多くの未着手区間が残ることから、高速道路ネットワークの多重性の観点からも早期に計画段階評価の手続きに入ること。

(2) 暫定2車線区間における高速道路の安全性、信頼性向上のため、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間の4車線化を早期に推進するとともに、対面通行区間における当面の緊急対策としてワイヤロープの設置を推進すること。また、高速道路の利用が促進される施策を講じること。

(3) 国道9号出雲バイパスは朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、立地企業への通勤や物流、救急車などの緊急車両の通行に支障が生じていることから、安全で円滑な通行を確保するため、早期の全線4車線化を図ること。

(4) 高規格道路 境港出雲道路の一部となる国道431号 松江北道路は、松江市街地の渋滞緩和や災害時の迂回路確保に欠くことができない道路であり、早期完成を図るため、必要な予算を確保すること。

3 江の川下流治水事業の推進

平成30年7月豪雨に続き、令和2年7月豪雨とわずか2年の間に2度の大規模な浸水被害を受けたことから、沿川の住民が一日でも早く安心して住める地域となるよう、流域治水プロジェクトに沿った治水対策を加速化させること。

- (1) 2度の浸水被害を受けた箇所については、対策方法やスケジュールを早急に示し、一日も早く対策を完成させること。
- (2) 防災集団移転促進事業について、できるだけ地元負担が軽減されるよう支援すること。
- (3) 県が管理する江の川支川の矢谷川や玉川も、一体的かつ早急に整備するために必要な予算を配分すること。

4 斐伊川・神戸川治水事業の推進

斐伊川・神戸川治水事業においては、上流、中流、下流の流域全体で治水を負担する斐伊川治水3点セットの総仕上げとして、下流の大橋川改修や中海湖岸堤整備等を推進し、早期完成を図ること。

- (1) 気象変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に備え、斐伊川・神戸川治水事業を計画的に進めるため、予算を十分確保すること。
- (2) 沿川住民の安心安全を確保するため、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備、中海湖岸堤防の整備の加速化を図ること。

5 近年の気象変動により頻発・激甚化する自然災害に備えた治水対策及び土砂災害対策の推進

近年の気象変動により頻発・激甚化する自然災害から人命・財産を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、以下の事業を計画的に進められるよう、予算を十分確保すること。

- (1) 大規模特定河川事業、大規模特定砂防事業及び事業間連携砂防等事業について、計画的・集中的に事業を推進するため、必要な予算を配分すること。

(2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。

波積ダムについては、令和4年度事業完了に必要な予算を配分すること。

また、矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

(3) 砂防事業及び急傾斜事業について、対策施設の整備を推進するため、保全人家戸数やがけの高さ等の採択基準を緩和すること。

6 浜田港の機能強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、以下の事項について事業の推進を図ること。

(1) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること。

(2) 福井地区において、見込まれる船舶の大型化へ向けた港湾機能の強化を推進すること。

(3) 福井地区上屋（荷捌き倉庫）及び臨港道路「福井・長浜線」の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

7 県内3空港の安全で安定的な運航の確保

県内3空港の老朽化対策及び滑走路端安全区域の整備を着実に進められるよう必要な予算を配分すること。

II 地方交通への支援

1 羽田空港発着枠の地方航空路線への特別な配慮

人口減少が進む地方において、産業振興や定住促進などによる地域社会の維持、活性化を図るためには、羽田空港と地方空港を結ぶ航空路線の充実が必要であり、引き続き、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては、特別な配慮をすること。

2 地方航空路線の維持・拡充

地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、新たな支援制度を創設すること。

また、地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、地方自治体と航空会社が十分に協議できるよう、事前協議制度を設けること。

3 離島航路の維持

将来にわたって持続可能な離島航路の確保を図るため、航路の維持・改善に係る支援制度を拡充すること。

4 地域公共交通の確保

鉄道、バス・タクシー、離島航路など、地域住民の日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

5 高速鉄道網の整備促進

整備新幹線の今後の整備の進捗なども踏まえ、高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

6 鉄道事業法の手続きの見直し

全ての鉄道事業者が、一律に届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、大規模な上場企業である鉄道事業者については、例外的に事業廃止の是非を審査する仕組みを設けるなどの見直しを行うこと。

Ⅲ 地域の実情に応じた支援策の推進

「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

Ⅳ 離島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大など、制度を拡充強化すること。

2 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

3 有人国境離島法に基づく地域の保全と支援制度の拡充

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。

V 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。
- 3 離島という地理的状況を考慮し、隠岐海上保安署体制の充実・強化を図ること。

VI 活火山の監視・観測体制の強化

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VII 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全対策を積極的に推進すること。
- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。
- 3 宍道湖において繁茂拡大し、船舶の航行障害や腐敗に伴う悪臭発生などにより生活環境に悪影響を及ぼす水草等について、迅速な刈取り・回収や予防的な対策を実施すること。

VIII 地方の国際観光の振興

新型コロナウイルスの世界的な流行で減速した旅行需要を段階的に回復させ、国が定める2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の目標実現に向けて、引き続き、各地域の魅力ある観光資源を活かし、訪日外国人を地方へ促す取組を、国としても一層強化すること。

また、国際観光旅客税について、国際観光旅客が回復し、一定程度の税収が確保された後は、自由度の高い財源として、登録DMOを含む、地方の観光振興施策に充当できるよう、税収の一定割合を創意工夫が活かせる交付金等により地方に配分すること。

IX 海上安全情報の電子情報での提供

現在、海上保安部から県にFAXで提供されている海上安全情報について、他の省庁と整合がとれた形の電子情報で提供すること。

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の軽減など、国における財政措置の充実を図ること。
- 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

II 隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援

隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、受入環境の整備を行うため、自然環境整備交付金の所要額を確保すること。

III 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援

- 1 大山隠岐国立公園の三瓶山山頂トイレについて、国の直轄事業の三瓶山周回線道路（歩道）事業とともに早期に整備すること。
- 2 国立公園満喫プロジェクトに選定された大山隠岐国立公園の取組に対して、引き続き支援を行うこと。
 - (1) 地域が魅力ある受入環境整備を図れるように、引き続き自然環境整備交付金の所要額の確保を行うこと。
 - (2) 地域の資源を活用した取組が一層進むよう、引き続き国においてモニターツアーの実施や、国内外向け情報発信の強化などに取り組むこと。

IV 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進めること。

- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。

V 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

- 1 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

VI 一般廃棄物処理施設の整備の推進

一般廃棄物処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、市町村が計画どおりに施設整備できるよう、必要な予算を確保すること。

VII 離島振興法の延長・拡充

令和4年度末に期限が到来する離島振興法を延長・拡充し、引き続き、離島に係る総合的な対策を推進すること。

VIII 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

- 1 原子力安全対策
 - (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 島根原子力発電所2号機については、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規規制基準への適合性について、原子力規制委員会で審査が行われ、全ての審査項目の確認を終了した段階となっているが、最終的な結論が出るまで引き続き厳格な審査を行うこと。

また、審査終了後は、審査結果について、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 島根原子力発電所3号機について、同様に厳格な審査を行うこと。

(4) 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。

(5) 中国電力が行う島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。

また、放射性廃棄物の処分に係る規制基準を早急に確立すること。

2 原子力防災対策

(1) 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を継続して進め、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと。

また、地域原子力防災協議会での検討等を踏まえた島根地域全体の避難対策について、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわかりやすく説明を行うこと。

(2) 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。

(3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組を示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

II 自衛隊輸送機の新規導入及び機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化等

- 1 航空自衛隊美保基地において、新たに配備される空中給油・輸送機KC-46Aの導入にあたっては、安全運航に万全を期すこと。
- 2 C-2輸送機や陸上自衛隊輸送ヘリコプターCH-47をはじめとする自衛隊航空機について、整備点検の徹底及び安全運航に万全を期すこと。
また、地元自治体に連絡すべき事案等が発生した場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地元への丁寧な説明を行うこと。
- 3 飛行の運用にあたっては、騒音に係る対策や夜間飛行訓練を極力避けるなど、地域住民の生活に支障が生じないように配慮し、変更等が生じる場合は、速やかな情報提供と協議を行うこと。
- 4 低空での飛行経路に位置する地元自治体については、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

III 県内における自衛隊配備体制の充実

- 1 隠岐諸島は、近隣諸国による海洋進出が活発化する中、我が国の領海や排他的経済水域の保全等においても極めて重要な役割を担っている。
平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が不透明な中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。

2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること。

